



令和 7 年 7 月 7 日
県土整備部港湾課
043-223-3838

船橋市日の出水路における不法係留船等の行政代執行 及び簡易代執行の実施について

千葉県船橋市の日出水路において、行政代執行法第2条の規定による行政代執行及び港湾法56条の4の規定による簡易代執行を実施し、不法係留船等を撤去します。

なお、取材対応については、下記のとおりです。

1 概要

所有者が判明している船舶については、行政代執行法第3条第1項の規定により戒告し、所有者が判明しない船舶や工作物（栈橋など）については、港湾法第56条の4第2項の規定により撤去するよう公告しましたが、いまだ船舶や工作物（栈橋など）が撤去されておられません。

そのため、行政代執行法第2条の規定による行政代執行及び港湾法56条の4の規定による簡易代執行を実施し、不法係留船等を撤去します。

2 これまでの取組

（1）共通

- ・令和6年7月 所有者調査
- ・同年8月 指導書を送付又は貼付（船舶）
- ・同年9月 指導書を貼付（工作物）

（2）行政代執行

- ・令和7年1月 弁明の機会付与通知書を送付
- ・同年2月 命令書を送付
- ・同年3月 戒告書を送付
- ・同年5月 代執行令書を送付

（3）簡易代執行

- ・令和7年3月 港湾法に基づき公告

3 行政代執行及び簡易代執行の予定

- （1）日時 令和7年7月11日（金）～8月8日（金）

※気象条件等により日程を延期する場合があります。

- （2）場所 船橋市栄町 日の出水路

- （3）対象物件 船舶18隻、工作物（栈橋など）24箇所

【内訳】

行政代執行 船舶3隻

簡易代執行 船舶15隻、工作物（栈橋など）24箇所

(1) 集 合 日 時 令和7年7月11日 (金) 9時30分

(3) 取材関係者駐車場 近隣の民間駐車場をご利用ください。

※現地付近には駐車場所がありませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

港灣課港灣管理班 043-223-3836

葛南港灣事務所 047-433-1895

【参考】

○7月11日（金）のスケジュール

- 9 : 3 0 報道関係者集合（宣言場所）
- 9 : 4 0 代執行宣言
- 1 0 : 0 0 作業着手
- 1 7 : 0 0 作業終了

○代執行宣言場所



千葉県県土整備部港湾課港湾管理班 行き
(FAX : 043-227-0928)
(mail : kousin1@mz.pref.chiba.lg.jp)

令和7年7月11日

日の出水路行政代執行現地取材申し込み

1 報道機関名 _____

2 取材人数 _____人

3 カメラ ムービー撮影 あり ・ なし

(いずれかに○) スチール撮影 あり ・ なし

4 連絡先 電話番号 : _____

担当者名 : _____

- ・メール又はFAXでお申し込みください。
- ・メール申し込みの際は、メール本文に必要事項を記載いただければ結構です。
- ・お申し込みは、7月10日(木)の17:00までをお願いします。
- ・順延の連絡については、申し込みいただいた連絡担当者様あてに、7月11日(金)朝7時までに行います。